

**働きがいと生活設計を壊す本人希望無視の差別的人事を直ちに止め、  
健全で正常な業務運営と不当労働行為の撲滅を求める申し入れ**

申21号 団体交渉【6月21日開催】②

● 組合差別人事及び不当労働行為について

【組合】輸送サービス労組組合員23名が簡易苦情処理提出。

- ◆ 運転士を希望しているにも関わらず駅への強制転勤。
- ◆ 水戸運輸区では労働者代表者選挙期間に異常なまでの添乗や職場訪問が行われる。選挙直後には、これまでの代表であった水戸運輸区分会長が強制転勤。
- ◆ ワンマン訓練行路における労基法34条違反を申告した組合員に対していわき運輸区へ強制転勤。
- ◆ 組合加入後の数か月のうちに遠距離通勤が必要となる箇所への転勤が発令され、育児休暇を取得するも休暇が明けた最中、退職の道を選ぶことを余儀なくされ退職。
- ◆ 現業機関から非現業機関、または他支社への転勤が相次ぎ、結果的に労働者代表者選挙へも大きく影響。

そして、今回の板倉副委員長の原ノ町運輸区への強制転勤が象徴的であり、その最たるものである。客観的に見ても輸送サービス労組に対する差別人事と受け止めざるを得ない。

【会社】回答にある通り不当労働行為を容認するものではない。組合所属により人事の判断をしたら、それこそ不当労働行為にあたる。貴側が主張しているような組合差別人事の認識はない。

**我々はこのような組合差別人事を許さず最後までたたかい抜く！！**

水戸支社に対して「労使間の取扱いに関する協約」第68条・第69条に基づき、

**問題の解決を図るために第三者機関の活用を通告！**

**あきらかな組合差別・不当人事！  
不当労働行為は絶対に許さない…**